

令和6年1月22日
物流・自動車局
安全政策課
技術・環境政策課

事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を延長します

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車(ASV)や過労運転の防止に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しておりますが、その申請受付期間を令和6年2月14日(水)まで延長いたします。

1. 実施する補助事業(詳細は別紙参照)

- (1) 先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援
- (2) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援

2. 補助事業の内容

(公財)日本自動車輸送技術協会並びに国土交通省のホームページをご覧ください。

- (公財)日本自動車輸送技術協会 申請ポータルサイト

<https://jata-shinsei.my.site.com/portal>

- 国土交通省ホームページ

先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援

http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_05.html

過労運転防止のための先進的な取組に対する支援

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

3. 補助事業の交付申請受付場所・受付期間

- 申請受付場所:(公財)日本自動車輸送技術協会
- 申請受付期間:令和5年8月10日(木)～令和6年2月14日(水)

4. 留意点

- 申請受付窓口は「(公財)日本自動車輸送技術協会」となります。
運輸支局等では受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。

【連絡先】物流・自動車局安全政策課 山本、北山(過労運転防止)

TEL:03-5253-8111(内線 41623、41624) 03-5253-8566(直通)

物流・自動車局技術・環境政策課 島、古川(ASV)

TEL:03-5253-8111(内線 42254) 03-5253-8591(直通)

令和5年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

【補助対象事業者(詳細はHP参照)】

- ①自動車運送事業者(以下に該当する中小企業者)
 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、
 一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、
 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者

ただし、「(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」については、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り中小企業者以外も対象となります。

②リース事業者

- ①の自動車運送事業者へ事業用自動車等を貸渡す者

【補助事業の概要】

(1)先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援^{※1}

※1 令和5年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

①受付期間: **令和5年8月10日(木)～令和6年2月14日(水)**

②補助対象装置等

補助対象装置	補助対象車両	補助率 ^{※2}	補助限度額 ^{※2 ※3}
衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き)	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス	1/2 (1/3)	100,000 円 (67,000 円)
車間距離制御装置 +車線維持支援制御装置	・トラック ・バス ・タクシー		100,000 円 (67,000 円)
ドライバー異常時対応 システム	・トラック ・バス ・タクシー		100,000 円 (67,000 円)
先進ライト	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス ・タクシー		100,000 円 (67,000 円)
側方衝突警報装置	・車両総重量 3.5トン超のトラック ・バス		50,000 円 (33,000 円)
統合制御型可変式 速度超過抑制装置	・バス		100,000 円 (67,000 円)
アルコール・インターロック	・トラック ・バス ・タクシー		100,000 円 (67,000 円)
事故自動通報システム	・トラック ・バス ・タクシー		(後付け 以外)
		(後付け)	30,000 円 (20,000 円)

※2 ()内は貸切バス事業者のうち中小企業者以外の場合

※3 事故自動通報システムの後付けのものについてはサブスクリプションによる導入も可とし、その場合の補助対象経費は「契約期間分の料金(初回契約分として一括払いした額に限る)」とし、補助上限額は1ヶ月分の料金×12ヶ月×1/2(中小企業以外の場合は×1/3)とする。

(2) 過労運転防止のための先進的な取組に対する支援^{※1}

※1 令和5年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

- ① **受付期間: 令和5年8月10日(木)～令和6年2月14日(水)**
- ② **補助対象機器: 下記の機器であって、国土交通大臣が選定したもの**
 - ITを活用した遠隔地における点呼機器(IT点呼機器)
 - 遠隔点呼機器
 - 自動点呼機器
 - 運行中における運転者の疲労状態を測定する機器
 - 休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器
 - 運行中の運行管理機器
- ③ **補助率: 取得に対する経費の1/2**
- ④ **補助限度額: 一部の機器に1台あたりの上限あり(詳細はHP参照)**
- ⑤ **1事業者あたりの上限度額: 80万円**